

久御山町農業委員会会議録

1. 開催日時 平成28年5月6日(金)午後1時30分

2. 開催場所 久御山町役場 議会棟4階 特別会議室

3. 出席委員

2番	吉川保男
3番	曾束竹司
4番	芝田清
5番	岡井温宣
6番	岸田正次
7番	岸本勇
8番	中村末春
9番	田中壽嗣
10番	内田孝司
11番	酒部治雄
12番	辻本嘉亨
13番	西村裕
14番	奥田富和
15番	小西義清
16番	三宅美子
17番	吉川隆
18番	吉川倫子
19番	山田光夫
20番	林勉
21番	林吉一
22番	曾束照雄

4. 欠席委員 1番 藪内義成

5. 会議録署名委員 3 番 曾 東 竹 司
 4 番 芝 田 清

6. 委員会に職務のため出席した者の職氏名

農業委員会事務局局長	武 田 隆 弘
農業委員会事務局	田 口 雄 基
産業課	三 村 明 生

7. 議 事

- | | |
|---------|--|
| 議案第 1 号 | 農地法第 3 条の規定による許可申請について（3 条許可） |
| 議案第 2 号 | 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について（5 条許可） |
| 議案第 3 号 | 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の決定について（利用権設定） |
| 議案第 4 号 | 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の決定について（所有権移転） |
| 報告第 1 号 | 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による転用届出について（5 条届出） |
| 報告第 2 号 | 農地法第 18 条第 6 項による賃貸借契約合意解約の通知について
（賃貸借契約合意解約） |

8. 会議の経過

(事務局長)

それでは、ご案内をしておりました時刻になりましたので平成28年第5回久御山町農業委員会定例総会を、始めさせていただきます。

なお本日は、藪内委員から欠席届を頂いていますのでご報告します。

それでは、平成28年第5回久御山町農業委員会定例総会の開催にあたりまして奥田会長よりごあいさつをお願いします。

(会長)

会長あいさつ

本日の議案は、

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について(3条許可)
- 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について(5条許可)
- 議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について(利用権設定)
- 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について(所有権移転)
- 報告第1号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について(5条届出)
- 報告第2号 農地法第18条第6項による賃貸借契約合意解約の通知について
(賃貸借契約合意解約)

それでは、議事に入る前に、本日の議事録の署名委員を指名します。3番の曾東竹司委員、4番の芝田委員でございます。よろしくをお願いします。

それでは議事に入ります。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について(3条許可)を議題とします。

事務局説明願います。

(事務局)

議事に入ります前に、さる4月25日に実施しました現地調査委員名を報告させていただきます。なお、敬称は略します。

4番 芝田委員

6番 岸田委員

7番 岸本委員

9番 田中職務代理者

13番 西村委員

16番 三宅委員

19番 山田委員

事務局3名と都市整備課1名により実施しております。

それでは議案第1号受付番号15について議案書1ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の1ページをご覧ください。

また別添農地法第3条第2項の判断基準に基づき作成いたしました農地法第3条調書1ページをご覧ください。審議をお願いします。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

それでは、現地調査報告を調査委員、報告願います。

(●●委員)

議案第1号受付番号15の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件受付番号15の該当地については、特に問題ないものと思われま

(会長)

議案第1号受付番号15の説明と現地調査の報告が終わりました。この件につきまして何かご意見ご質問ございませんか。

ご意見ご質問ないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第1号受付番号15に許可

- (会長) することに賛成の委員さんの挙手をお願いします。
全員挙手。よって、許可することに決定します。
- それでは、受付番号16について事務局説明願います。
- (事務局) 議案第1号受付番号16について議案書2ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。
所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の2ページをご覧ください。
また別添農地法第3条第2項の判断基準に基づき作成いたしました農地法第3条調書2ページをご覧くださいになり審議をお願いします。
会長よろしくをお願いします。
- (会長) それでは、現地調査報告を調査委員、報告願います。
- (●●委員) 議案第1号受付番号16の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。
本件受付番号16の該当地については、一部、草が生えている状況が見受けられました。
- (会長) 議案第1号受付番号16の説明と現地調査の報告が終わりました。この件につきまして何かご意見ご質問ございませんか。
- ご意見ご質問ないようでございます。
それでは採決に入ります。議案第1号受付番号16に許可することに賛成の委員さんの挙手をお願いします。
全員挙手。よって、許可することに決定します。
- それでは、受付番号17について事務局説明願います。

(事務局)

議案第1号受付番号17について議案書3ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の3ページをご覧ください。

また別添農地法第3条第2項の判断基準に基づき作成いたしました農地法第3条調書3ページをご覧くださいになり審議をお願いします。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

それでは、現地調査報告を調査委員、報告願います。

(●●委員)

議案第1号受付番号17の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件受付番号17の該当地については、特に問題ないものと思われま

(会長)

議案第1号受付番号17の説明と現地調査の報告が終わりました。この件につきまして何かご意見ご質問ございませんか。

ご意見ご質問ないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第1号受付番号17に許可することに賛成の委員さんの挙手をお願いします。

全員挙手。よって、許可することに決定します。

それでは、受付番号18について事務局説明願います。

(事務局)

はい、議案第1号受付番号18について議案書4ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の3ページをご覧ください。

また別添農地法第3条第2項の判断基準に基づき作成いたしました農地法第3条調書4ページをご覧くださいになり審議をお願いします。

- (事務局) いします。
会長よろしく申し上げます。
- (会長) それでは、現地調査報告を調査委員、報告願います。
- (●●委員) 議案第1号受付番号18の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。
本件受付番号18の該当地については、特に問題ないものと思われま
- (会長) 議案第1号受付番号18の説明と現地調査の報告が終わりました。この件につきまして何かご意見ご質問ございませんか。

ご意見ご質問ないようでございます。
それでは採決に入ります。議案第1号受付番号18に許可することに賛成の委員さんの挙手をお願いします。
全員挙手。よって、許可することに決定します。

それでは、受付番号19について事務局説明願います。
- (事務局) はい、議案第1号受付番号19について議案書5ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。
所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の4ページをご覧ください。
また別添農地法第3条第2項の判断基準に基づき作成いたしました農地法第3条調書5ページをご覧ください。審議をお願いします。
会長よろしく申し上げます。
- (会長) それでは、現地調査報告を調査委員、報告願います。

(● ● 委員)

議案第1号受付番号19の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件受付番号19の該当地については、特に問題ないものと思われま

(会長)

議案第1号受付番号19の説明と現地調査の報告が終わりました。この件につきまして何かご意見ご質問ございませんか。

ご意見ご質問ないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第1号受付番号19に許可することに賛成の委員さんの挙手をお願いします。

全員挙手。よって、許可することに決定します。

これより議事進行を、職務代理者に渡します。

(職務代理)

これから審議していただく議案第1号受付番号20につきましては、●●に関係する農地法第3条の規定による許可申請の事案でありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いします。関係議案終了後に入室・着席していただきます。

(● ● 退席)

それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について(3条許可)受付番号20号と報告第2号受付番号2農地法第18条第6項による賃貸借契約合意解約の通知について(賃貸借契約合意解約)は、関連することから、併せて事務局説明願います。

(事務局)

それでは議案第1号受付番号20について議案書6ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の5ページをご覧ください。

また別添農地法第3条第2項の判断基準に基づき作成いたしました農地法第3条調書6ページをご覧ください。審議をお願いします。

また、関連する報告第2号受付番号2について議案書19ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

本報告につきましては、最初に説明させていただきました議案第1号受付番号20と同一農地でありまして、本農地につきましては、記載されている内容で、賃貸借契約が結ばれておりましたが、この度、記載の内容で合意解約がなされたところでございます。

19ページ、一番下の欄の賃貸借の解約条件ということで、借り手の方に所有権の5分の2を譲渡するというような条件をもとに合意解約がなされましたので、これに関連いたしまして、議案書6ページの農地法第3条の許可案件ということで、関連性がございます。

職務代理者よろしく申し上げます。

(職務代理)

それでは、現地調査報告を調査委員、報告願います。

(●●委員)

議案第1号受付番号20の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件受付番号20の該当地については、特に問題ないものと思われまます。

(職務代理)

議案第1号受付番号20及び報告第2号受付番号2の説明と現地調査の報告が終わりました。この件につきまして何かご意見ご質問ございませんか。

はい。●●委員。

- (●●委員) すみません。ここに備考に書いてあるんですけどね、貸し手は、借り手に所有権の5分の2を譲渡するとなっているんですけども、ひょっとしたら、これ小作権の問題で、譲渡となっているんですか、無償で買い上げしてはるんですか、長年の小作の関係ですか。
- (事務局) はい。小作の関係が、議案書19ページの内容で、なされておりました、この19ページの方で、賃貸借の合意解約というのがなされました。
- 合意解約の条件といたしまして、所有権の5分の2を借り手の方に譲渡するというような条件がありましたので、これに関連いたしまして、第3条の申請がなされたというようなものでございます。
- (職務代理) よろしゅうございますか。
- (●●委員) 要は、今、僕の言ってる関係ですよ。
- (職務代理) そうですね。自作の使用になるかと思えます。
- (●●委員) まあ、譲渡ということは、無償やね。
- (職務代理) 無償譲渡です。そういうことやと思えます。
- (●●委員) 分かりました。
- (事務局長) すみません。補足の方をさせていただきますと、今、●●委員、おっしゃっていただいたように、元々、小作権がございまして、所有者の方と小作の方との間で、合意解約が4分6ということで、所有者の方が6、借り手が4ということの合意解約をなされて、この度、持ち分の権利設定をされるということで、3条の許可申請をされたというところでございます。

(職務代理)

はい。ありがとうございます。

●●委員、これでよろしゅうございますか。

(●●委員)

はい。

(職務代理)

そのほか、何かございませんか。

ご意見ご質問ないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第1号受付番号20に許可することに賛成の委員さんの挙手をお願いします。

全員挙手。よって、許可することに決定します。

(●●入室)

これより議事進行を、会長に戻します。

(会長)

続きまして同じく、農地法第3条の規定による許可申請について(3条許可)受付番号21号と報告第2号受付番号3農地法第18条第6項による賃貸借契約合意解約の通知について(賃貸借契約合意解約)も、関連することから、併せて事務局説明願います。

(事務局)

それでは議案第1号受付番号21について議案書7ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の6ページをご覧ください。

また別添農地法第3条第2項の判断基準に基づき作成いたしました農地法第3条調書7ページをご覧ください。審議をお願いします。

また、報告第2号受付番号3について議案書20ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

本報告につきましては、先ほどの議案第1号受付番号21と同一農地でございます。本農地につきましては、記載さ

(事務局)

れていた内容で賃貸借契約がなされておりました。

この度、一番下の欄にあります解約条件の条件の元、合意解約がなされまして、それに伴いまして、議案書の方を7ページの第3条の許可申請がなされたものでございます。

なお、借り手と3条の受け手に関しましては、同一経営世帯であるということをご報告させていただきます。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

それでは、現地調査報告を調査委員、報告願います。

(●●委員)

議案第1号受付番号21の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件受付番号21の該当地については、特に問題ないものと思われまます。

(会長)

議案第1号受付番号21及び報告第2号受付番号3の説明と現地調査の報告が終わりました。この件につきまして何かご意見ご質問ございませんか。

ご意見ご質問ないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第1号受付番号21に許可することに賛成の委員さんの挙手をお願いします。

全員挙手。よって、許可することに決定します。

それでは、受付番号22について事務局説明願います。

(事務局)

はい、議案第1号受付番号22について議案書8ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の7ページをご覧ください。

また別添農地法第3条第2項の判断基準に基づき作成いたしました農地法第3条調書8ページをご覧ください。なお、本件につきましては、現地調査の時には農

- (事務局) 地法第5条の転用許可申請(露天貸駐車場)をされていましたが「申請人から転用許可申請を取り下げられるとともに、農地法第3条の許可申請がされたことから」該当地は変わらないので、審議をお願いします。
会長よろしくをお願いします。
- (会長) それでは、現地調査報告を調査委員、報告願います。
- (●●委員) 議案第1号受付番号22の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。
本件受付番号22の該当地については、特に問題ないものと思われま
- (会長) 議案第1号受付番号22の説明と現地調査の報告が終わりました。この件につきまして何かご意見ご質問ございませんか。

ご意見ご質問ないようでございます。
それでは採決に入ります。議案第1号受付番号22に許可することに賛成の委員さんの挙手をお願いします。
全員挙手。よって、許可することに決定します。

これより議事進行を、職務代理者に渡します。
- (職務代理) これから審議していただく議案第2号受付番号3につきましては、●●に関係する農地法第5条第1項の規定による許可の事案でありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いします。関係議案終了後に入室・着席していただきます。

(● ● 退席)

(職務代理)

それでは議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について(5条許可)を議題とします。
事務局説明願います。

(事務局)

それでは、議案第2号受付番号3について議案書9ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

所在地については、詳細地図及び該当地の写真の8ページのとおりです。また、意見書(案)についても合わせてご覧になり審議をお願いします。本件は30アール超の転用案件ですので意見書として京都府に進達するとともに京都府農業会議に対して意見書の提出を求めることとなっています。

なお、本地域につきましては、5月近々、調整区域から市外化区域に切り替わるというような話がございまして。

京都府に意見書を進達するまでに市街化になった場合は、市街化の転用届出案件というような取り扱いに切り替えまして、転用の受理通知書を発行する予定となっております。

職務代理よろしく願います。

(職務代理)

それでは、現地調査報告を調査委員、報告願います。

(● ● 委員)

議案第2号受付番号3の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件受付番号3の該当地については、特に問題ないものと思われまして。

(職務代理)

議案第2号受付番号3の説明と現地調査の報告が終わりました。この件につきまして何かご意見ご質問ございませんか。

ご意見ご質問ないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第2号受付番号3に許可相当とすることに賛成の委員さんの挙手をお願い

(職務代理)

いします。

全員挙手。よって、許可相当として京都府に進達します。

(●● 入室)

これより議事進行を、会長に戻します。

(会長)

それでは、議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について（利用権設定）」を議題とします。

受付番号22、受付番号23、受付番号24の3件ありますが、借り手が同じなので、まとめて事務局説明願います。

(事務局)

それでは、議案第3号受付番号22について議案書10ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の9ページをご覧ください。

続きまして、議案第3号受付番号23について議案書10ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の10ページと11ページをご覧ください。

続きまして、議案第3号受付番号24について議案書12ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の12ページをご覧ください。

利用権の設定については、本日6件ございますが、農業経営基盤強化促進法第18条第3項、黄色の用紙の内容により審議をお願いします。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

それでは、現地調査報告を調査委員、報告願います。

- (事務局) はい。不耕作地という扱いで、こちらの方も把握している農地でございますので、今後の作付けの状況は、確認していきたいと思っております。
- (●●●委員) まあ、綺麗になるということやし、良いと思うし。
- (事務局長) 事務局の方から実は、受付番号の24、11ページにつきましては、従前より、やはり不耕作地といいますか荒廃地ということで、利用状況の調査の中から挙がってきた懸案の土地でございます、実は、この●さんという方が、この度、農業生産法人になられて、町の認定農業者の方になられました。その時に、この荒廃地も合わせて、なんとか改善していきたいという思いもございまして、●さんも自らこの荒廃地について改善の上、野菜の作付け、ネギを中心に作付けをしていきたいというような、ご意向をいただいております、この度、利用権の設定をされるというような流れには、なっておりますので、前向きに取り組んでいただけることというふうには、事務局は思っております。
- (会長) ほな、これは、遊休地としてカウントしたあったやつやね。今回、●さんが耕作するということで、こんだけの面積が改善なるということやねんな。
- (事務局長) はい。
こちらの方も利用状況調査から、何回か事務局の方から打診をして、最終意向調査、今後どうされますかという調査をもとに、なんとか借り手がいないかと、お申し入れいただきまして、重さんにお声掛けをしているというところでもございますので、この耕作、●さんの方でしていただけることによって荒廃地の解消に繋がっていくというふうになつてる場所でございます。
- (会長) まあ、農業委員会に借り手がいないかという、相談が事務局にあったちゅうことやねんな。それで対応してくれたと。

(会長)

●さん、それでよろしいですか。

(●●●委員)

もう一つだけ。

ネギの場合、2年ほど作ったら、また空けんならんと思うんです。1年ほど空けて、また作らんあかんと思うんですけど、その間の対応とか、その辺のきっちりした形で、そんな感じでやってほしいなと思うんです。

(事務局長)

利用権の設定の場合は、特に確約というものまでは、ただいたっては、おらないのですが、●さんの部分につきましては、従前、法人になられる前から、ネギを中心に、今、●委員がおっしゃっていただいたように連作障害の中で、2年ごと3年ごとの周期で各農地を利用して休耕させての繰り返しをされておられまして、現時点でも特に荒廃地というようなものは、見受けられませんので、特に問題ないというふうには、思っております。

(会長)

この新規契約3年11ヶ月ちゅうのは、この間は、きちっと善良に管理するちゅうことやろ。

(事務局長)

はい。

(会長)

他にございませんか。

ご意見ご質問ないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第3号受付番号22、受付番号23、受付番号24の可否について、可とすることに賛成の委員さんの挙手をお願いします。

全員挙手。よって、可とすることに決定します。

続きまして受付番号25、受付番号26の2件ありますが、こちら借手も同じなので、まとめて事務局説明願います。

(事務局)

それでは、議案第3号受付番号25について議案書13ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の13ページをご覧ください。

続きまして、議案第3号受付番号26について議案書14ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の14ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

それでは、現地調査報告を調査委員、報告願います。

(●●委員)

議案第3号受付番号25と受付番号26の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件受付番号25と受付番号26の該当地については、特に問題ないものと思われまます。

(会長)

議案第3号受付番号25、受付番号26の説明と報告が終わりました。この件についてご意見ご質問はございませんか。

はい。●さん。

(●●●委員)

これ賃貸料入ってないけども。

(事務局)

議案書14ページのことですかね。

(●●●委員)

はい。

(事務局)

受付番号26につきましては、使用貸借ということで、無償で農地を貸されるということでございます。

(会長) 25は。

(事務局) 25につきましては、賃貸借でございますので、米30kg
20袋ですかね。それを11月に持参されることになってお
ります。

(●●●委員) 書いてないところは、もう無償ということやね。

(事務局) はい。書いていないところは、無償でございます。

(会長) 他にございませんか。

ご意見ご質問ないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第3号受付番号25と受付
番号26の可否について、可とすることに賛成の委員さんの
挙手をお願いします。

全員挙手。よって、可とすることに決定します。

それでは、議案第3号受付番号27「農業経営基盤強化促進
法第18条第1項の決定について（ 利用権設定 ）」を議題
とします。

事務局説明願います。

(事務局) それでは、議案第3号受付番号27について議案書15ペ
ージをご覧ください。内容については記載のとおりです。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の14ペ
ージをご覧ください。

会長よろしく願います。

(会長) それでは、現地調査報告を調査委員、報告願います。

- (●●委員) 議案第 3 号受付番号 27 の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。
- 本件受付番号 27 の該当地については、特に問題ないものと思われま
- (会長) 議案第 3 号受付番号 27 の説明と報告が終わりました。この件についてご意見ご質問はございませんか。
- (事務局) すみません。事務局から一つ、写真の方、先ほど 14 ページと申しましたが、15 ページの間違えでございます。たいへん失礼致します。
- (会長) 写真は、15 ページでございます。
- 改めまして、ご意見ご質問はございませんか。
- はい。 ●●委員。
- (●●委員) 素朴な確認ですけども、 ●●さんの所有地の中で、借りの 562 となつとるけども、貸し出さるのも 562 ということで、たまたま、偶然の一致なんか。
- (事務局) 本案件につきましては、この利用権設定は、一番右の欄の備考欄にあります通り、再設定というようになっております。27 の案件分の 562 でございます。
- (会長) ●●委員、よろしいですか。
- そのほかにごございませんか。
- ご意見ご質問ないようでございます。
- それでは採決に入ります。議案第 3 号受付番号 27 の可否について、可とすることに賛成の委員さんの挙手をお願いします。

(会長)

全員挙手。よって、可とすることに決定します。

それでは、議案第4号受付番号7「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について（所有権移転）」を議題とします。

事務局説明願います。

(事務局)

それでは、議案第4号受付番号7について議案書16ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の16ページをご覧ください。こちらにも所有権の移転については、2案件ございますが、農業経営基盤強化促進法第18条第3項、黄色の用紙の内容により審議をお願いします。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

それでは、現地調査報告を調査委員、報告願います。

(●●委員)

議案第4号受付番号7の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件受付番号7の該当地については、特に問題ないものと思われまます。

(会長)

議案第4号受付番号7の説明と報告が終わりました。この件についてご意見ご質問はございませんか。

ご意見ご質問ないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第4号受付番号7の可否について、可とすることに賛成の委員さんの挙手をお願いします。

全員挙手。よって、可とすることに決定します。

(会長) 続きますして、受付番号 8 について、事務局説明願います。

(事務局) それでは、議案第 4 号受付番号 8 について議案書 17 ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。
所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の 17 ページをご覧ください。
会長よろしく申し上げます。

(会長) それでは、現地調査報告を調査委員、報告願います。

(●●委員) 議案第 4 号受付番号 8 の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。
本件受付番号 8 の該当地については、特に問題ないものと思われま

(会長) 議案第 4 号受付番号 8 の説明と報告が終わりました。この件についてご意見ご質問はございませんか。

ご意見ご質問ないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第 4 号受付番号 8 の可否について、可とすることに賛成の委員さんの挙手をお願いします。

全員挙手。よって、可とすることに決定します。

これで、審議は終わります。これより報告に入ります。

続きますして、報告第 1 号受付番号 3 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による転用届出について（5 条届出）を報告願います。

(事務局)

それでは、報告第1号受付番号3について議案書18ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の18ページをご覧ください。

本件については、4月25日に現地調査をさせていただきまして、同日付けで会長専決ということで届出の受理をさせていただきましたことを申し添えておきます。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

報告第1号受付番号3の報告がありました。何かご意見ご質問ございませんか。

ご意見ご質問が、ないようなので、これで予定した議案と報告は終わります。

午後2時19分 終了
